

令和元年度 事務事業評価シート(詳細) ※平成30年度に実施した事業を評価しています

基本情報

事務事業名	要介護高齢者手当支給			
担当部署	福祉部	高齢者いきがい課	事業コード	12
所属長	坂口 純一		事業区分	ソフト事業
予算事業名	在宅福祉		新規・継続	継続
予算事業コード	会計	10	款	03
			項	01
			目	05
			事業開始年度	平成12年度

1. 事業の位置付け、関連事業及び法令による実施義務等(Plan)

第四次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)

基本目標(章)	第2章	住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	法令による実施義務	義務ではない
施策	5	高齢者福祉の推進	根拠となる法令	なし
取組施策	3	介護予防・生活支援の推進	その他実施根拠(条例、要綱等)	川越市要介護高齢者等手当支給条例
関連事業	なし			

2. 事業の目的と概要(Plan)

実施主体	市実施(直営)			
対象(誰・何を対象に)	市に住所を有する65歳以上の高齢者で、介護保険法に基づく要介護認定が要介護3から5の認定を受けた者。(ただし、規則で定める施設に入所していないこと及び、規則で定める介護保険法の規定による居宅サービスまたは、地域密着型サービスの給付を受けていないこと。)			
目的(対象をどのようにしたいか)	身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むことに著しい支障のある高齢者に対し、要介護高齢者手当を支給することにより、高齢者の福祉の増進を図る。			
事業の概要(活動内容、実施手段・方法など)	4、8、12月の下旬に、申請者に対し、要介護高齢者手当を口座支給により実施する。支給額は8,000円/月。			

3. 前年度に立てた計画(Plan)

条例に基づき、対象者に対して、要介護高齢者手当が支給できるよう事務を行う。  
現況届の送付、回収を適切に行う。

4. 取組実績(Do)

条例に基づき、対象者に対して、要介護高齢者手当が支給できるよう事務を行った。  
現況届の送付対象者2,248人中2,247人の回収が済んでいる。

5. 実施にかかるコスト(Do)

(単位:千円)

(1) 支出の部		28年度	29年度	30年度	元年度(見込額)	備考
人件費	A	2,373	2,414	2,425	2,425	
	正規職員(1年間の従事人数)	0.3	0.3	0.3	0.3	
	臨時職員(1年間の従事人数)	0.1	0.1	0.1	0.1	
事業費	B	230,800	240,296	238,736	239,000	
	扶助費	230,800	240,296	238,736	239,000	
総支出(A+B)		233,173	242,710	241,161	241,425	
(2) 収入の部						
国庫支出金		0	0	0	0	
県支出金		0	0	0	0	
地方債		0	0	0	0	
使用料・手数料		0	0	0	0	
その他特定財源		0	0	0	0	
一般財源		233,173	242,710	241,161	241,425	
総収入		233,173	242,710	241,161	241,425	

## 6. 指標による分析 (Check)

### (1) 活動指標

評価指標	単位	28年度	29年度	30年度	元年度(予定)	単位当たり費用 (下段は前年度)
支給金額	千円	230,800.0	240,296.0	238,736.0	239,000.0	1.01
指標の定義・説明	要介護高齢者手当の支給金額					1.01
支給人数	人	3,451.0	3,590.0	3,623.0	3,700.0	66.56
指標の定義・説明	要介護高齢者手当を支給した人数					67.61

### (2) 成果指標

評価指標	単位	28年度	29年度	30年度	元年度目標値	将来目標値	単位当たり費用 (下段は前年度)
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)		年度	#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)		年度	#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!

## 7. 評価 (Check)

項目	評価	評価コメント及び課題等
必要性	B	市が関与することが妥当であるか、時代の潮流や市民ニーズに対して目的や内容が合っているか  在宅介護にかかる経済的負担を軽減し、高齢者の福祉の増進を図るため、行政が実施する意義がある。また、一定の要件を満たした、対象者に手当を支給するため、民間での実施は困難である。
有効性	B	施策の目標の達成に貢献しているか  高齢者に対し、要介護高齢者手当を支給することにより、在宅の高齢者の福祉の増進を図ることに貢献している。
達成度	B	設定した活動・成果指標の目標を達成しているか  申請者に対し、滞りなく要介護高齢者手当の支給が行えている。
効率性	A	民間委託や指定管理者制度の導入は可能か、コスト削減の余地はあるか、受益と負担(補助)の適正化が図られているか  月8,000円という金額は、平成23年度の制度改正により、対象が本人6,000円/月と介護者6,500円/月から変更となったものであるが、対象者数の増加に伴い、財政負担は約1.2倍となっている。他市の状況を踏まえると、支給額の変更等、コスト削減の余地があるものと考ええる。
総合評価	C	要介護高齢者手当の支給金額が年々増加しており、市の財政状況等を考慮した場合には、他事業とのバランスや、他自治体の実施状況を踏まえ、事業の在り方を検討する必要がある。

## 8. 今後の方向性及び今後の取組(改善策など)(Action)

今後の方向性	改善
元年度	本事業については、見直しを検討する。また、必要がある場合は関連する他課の事業とも調整を行う。
2年度	本事業については、見直しを検討する。また、必要がある場合は関連する他課の事業とも調整を行う。

### 【参考】

#### (1) 比較参考値(他市での類似事業の例など)

平成29年5月に、中核市、県内人口20万人以上都市に対し、他市照会を行った。市によって要件は様々ではあるが、概ね支給額は5,000円以下、要介護4以上となっており、厳しい支給要件であるところが多い。県内では、さいたま市が平成28年度に要介護手当支給事業の廃止を行っている。

#### (2) これまでの見直しや改善等の経過

平成6年から実施していたたきり老人等手当支給条例を見直し、平成12年から要介護高齢者手当支給事業を実施している。また、平成23年から介護者の6,500円/月の手当を廃止し、本人への手当を6,000円/月から8,000円/月とした。